

不法投棄は犯罪です

廃棄物を山林や海岸などに安易に不法投棄する事例が後を絶ちません。全ての廃棄物をみだりに捨てたり放置することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。この法律に違反すると罰則があります。

《罰則》

【個人】 5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又は併料

【法人】 3億円以下の罰金

市、沿岸広域振興局、警察などは連携して「不法投棄パトロール」や「情報収集」を行っています。市内でも不法投棄で検挙された事案があります。

不法投棄は、自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、土壌・水質汚染などの公害を発生させ、健康や生活にも悪影響を及ぼすことがあります。

※不法投棄を発見したら現状維持し、沿岸広域振興局保健福祉環境部（☎27-5523）または市生活環境課にご連絡ください

問い合わせ 市生活環境課 リサイクル推進係 ☎27-8453